

**産業構造審議会知的財産政策部会**  
**第26回商標制度小委員会**  
**議事録**

**1. 日時・場所**

日時：平成24年4月27日（金）10：30～12：00

場所：特許庁庁舎16階 共用会議室

**2. 出席者**

土肥委員長、和泉委員、遠藤委員、岡本委員、神林委員、竹田委員、田邊委員、田村委員、松尾委員、柳生委員

**3. 議題**

新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態について

**4. 議事内容**

資料1「新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態について」に沿って事務局から説明を行った。

その後、自由討議を行ったところ、その概要は以下のとおり。

- ・ 新しいタイプの商標については、保護する価値がある商標に限定して登録することが重要であるため、各国において拒絶された事例を把握すべきではないか。併せて、各国の裁判例の有無、内容や前提となっている議論について情報収集を行い、今後の制度設計に役立ててもらいたい。
- ・ 我が国の商標法に識別力をどのように規定するか。識別性は、特に重要な論点なので、このような小委の場できちんと議論したい。識別力の判断を定義の部分で行うか、審査基準で行うか等、具体的な制度設計にどう反映していくか、集中的に審議すべきではないか。また、使用による識別力の獲得が、どの程度なのかが非常に重要なので、否定例と肯定例を併せて調査してほしい。
- ・ 新しいタイプの商標のうち、視覚で認識できる商標及び音の商標については、特定性、識別性の観点からも比較的導入への許容性は高いのに対して、匂い・香り・味覚の商標については、その性質上、経時的変化、つまり時間とともに変化する可能性があること、また、判断主体である取引者・需要者の認識にも個人差があることが考えられる。そのため、現時点では留保すべきと考えられるものについては留保し、それ以外の新しいタ

イブの商標を取り入れた制度を運用する中での検証を踏まえて、留保したものの追加を検討すべきではないか。

- ・ 新しいタイプの商標の保護対象を検討するに当たって、これまで数年にわたって議論を重ねているが、商標の登録要件や類否判断の問題等について、よく整理し、具体的な方向がわかるようにしてもらいたい。
- ・ 立体商標制度を導入した際に、商標法第4条第1項第18号を新設したように、新しいタイプの商標についても、機能性の観点から不登録事由について検討すべきではないか。
- ・ 新しいタイプの商標については、通常の商標に比べて、識別力が不安定な側面もあると考えられることから、登録後において、識別力を喪失した商標を取消又は無効にできる制度の枠組みについて検討すべきではないか。また、あわせて無効審判の除斥期間についても議論する必要があるのではないか。
- ・ 制度設計の前提として、米国は使用主義の制度であり、欧州は異議待ち審査において当事者間で解決を図る制度である。我が国の制度は、これらの国・地域とかなり異なっていることから、その違いを認識した上できちんと議論する必要がある。
- ・ 色彩のみからなる商標については、従来の文字や図形と色彩とを結合させた商標とは異なり、まさしく色彩そのものに権利主張がなされていることから、その色彩の重要性が非常に大きいと考えられるので、その点を踏まえ、特定方法についてもきちんと検討すべきではないか。
- ・ 音の商標を導入するに当たって、商標の音声的使用が、商標の使用として位置づけられるならば、審査において文字商標とのクロスサーチをすることは重要な課題になるので、検討する必要があるのではないか。

以上

- ・ <この記事に関する問い合わせ先>
- ・ 特許庁総務部総務課制度改正審議室
  - ・ TEL：03-3581-1101 内線 2118
  - ・ FAX：03-3501-0624
  - ・ E-mail：[お問い合わせフォーム](#)

- 特許庁審査業務部商標課商標制度企画室
  - TEL : 03-3581-1101 内線 2806
    - FAX : 03-3508-5907
  - E-mail : [お問い合わせフォーム](#)